

## 令和7年度 大和市入札監視委員会 会議要旨

---

1. 日 時 令和8年1月29日(木) 14時30分～16時30分
2. 場 所 大和市役所 会議室棟2階 204会議室
3. 出席状況 委員3名  
事務局7名
4. 会議次第  
(冒頭、総務部長あいさつ)
  - 1 委員長選出
  - 2 委員長あいさつ  
飯吉委員あいさつ
  - 3 議題
    - (1) 入札状況について(報告)
    - (2) 入札参加停止業者について(報告)
    - (3) 抽出事案の審議について
  - 4 答申について
  - 5 その他

---

### 【会議内容】

- (冒頭、総務部長あいさつ)
- 1 委員長あいさつ
  - 2 議題
    - (1) 入札状況について(報告)  
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明
    - (2) 入札参加停止業者について(報告)  
現在の入札参加停止業者の内容について説明
    - (3) 抽出事案の審議について

---

1. 令和6年度公園施設更新等工事（ゼロ市債）
2. 令和6年度污水管築造工事（中央地区）第1工区

---

**【抽出理由】**

応札者が1者のみで、落札率も高い。市内業者に限定する理由を伺いたい。

**【回答】**

令和6年度公園施設更新等工事（ゼロ市債）は、つきみ野1号公園、札の辻2号公園の市内2カ所の公園に、トイレを設置する工事となります。つきみ野1号公園につきましては、既存トイレの老朽化に伴う更新工事、札の辻2号公園につきましては、新たなトイレを設置する工事となります。

令和6年度污水管築造工事（中央地区）第1工区は、現在進行中である福田相模原線の拡幅工事に先行して、歩道予定地内に污水管を設置するものです。施工場所は南林間五丁目地内となり、歩道予定地の地中約2mに直径20cmの污水管を102.2mにわたり設置するとともに、その上にマンホールを3カ所設置する工事となります。

工事の条件付一般競争入札にあたりましては、「建築一式」「土木一式」「電気」「管」「舗装」「造園」「塗装」「防水」「とび土工コンクリート」の業種は、個別の案件に拠らず設計金額に応じた発注条件を標準発注条件として定め、市ホームページにて公開しております。

本件2つの工事の業種につきましては、令和6年度公園施設更新等工事（ゼロ市債）は、「建築一式」、令和6年度污水管築造工事（中央地区）第1工区は、「土木一式」に該当し、標準発注条件を入札参加条件として入札を行いました。対象となる業者はそれぞれ市内業者25者及び37者となっており、入札における競争性は確保されているものと捉えております。

なお、令和6年度公園施設更新等工事（ゼロ市債）については、競争性の働きにくいトイレユニットの調達費用が、積算金額に対して一定の割合を占めることから、入札参加意欲に繋がらず、落札率も高かったものと推測いたします。

令和6年度污水管築造工事（中央地区）第1工区については、近い日程に比較的に入札参加者が多い舗装修繕工事の入札が予定されていたことから、案件を選択した結果、入札にいたった業者は1者となったものと推測いたします。入札金額については、最低制限価格と同額となっています。

**【質疑】**

特になし

---

### 3. 令和6年度北部浄化センター散気装置補修（その1）

---

#### 【抽出理由】

応札者が1者のみで、落札率も高い。市内業者に限定する理由を伺いたい。

#### 【回答】

大和市北部浄化センターの下水処理方法は、活性汚泥法を採用しています。活性汚泥法とは、微生物を含んだ汚泥（活性汚泥）の働きにより下水をきれいにする方法です。本補修対象の散気装置は、活性汚泥内の微生物が有機物を分解する際に必要な空気を下水中へ均質に溶解させるための装置であり、本補修で部品交換整備を行い、機能維持を図るものです。

本工事は競争性を確保するため、入札参加資格として業者の所在地が条件となる地域区分条件は設定なしとして入札を行いました。市内4者、準市内2者、県内53者、準県内32者、県外81者の合計172者の業者を対象としておりましたが、入札に参加した業者は市内業者1者という結果になったものです。

設計にあたり、市内業者を含め3者の参考見積りを用いて設計金額を算出しているところですが、入札の時点で業者が抱えている手持ちの工事の状況などが入札に参加した業者が1者となった理由として確認しております。

#### 【質疑】

特になし

---

## 4. 市立光丘中学校体育館照明改修工事

---

### 【抽出理由】

- ・無効となる業者が多数出ている理由を伺いたい。
- ・最低制限価格を下回る業者が10者中5者と多いが、最低制限価格は適正であったのか。

### 【回答】

本工事は、令和6年度の大和市公立学校等施設整備計画に基づく工事となります。同計画では小学校3校、中学校2校の体育館の照明設備の改修を計画しており、そのうちの中学校の1校として、市立光丘中学校体育館の老朽化した照明設備を更新する工事となります。

工事請負契約の入札にあたりましては、契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定しています。また、最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しています。

無効となった入札については、いずれも最低制限価格未満の金額だったことによるものです。有効な金額の入札を含め、最低制限価格前後の金額帯に各社の入札金額が集中していることから、落札に向けた意欲が高い案件であったと捉えています。

### 【質疑】

委員：本件のように、無効が多かった、最低制限価格を下回った業者が多かったということについて、業者の「参加意欲」という部分以外で、原因を探る作業等（予定価格の積算は適正であったのかどうかを振り返る作業や今後に向けての改善点を検討する会を設けること）はされるのか。

事務局：契約主管課と工事主管課との間で反省会や検討会といったものは、特段設けてはいないが、本件のような状況となった場合には、設計担当者に、設計に誤りはなかったか、正しく設計できていたのか確認するよう努めている。

委員：最低制限価格は、業者は予測できるものなのか。

事務局：工事内容を示した金抜きの設計書、及び最低制限価格の算出方法は公開をしているため、予測できるものとする。

委員：最低制限価格の算出について、（資料中）※設定範囲：75%～92%とは。

事務局：①直接工事費×9.7/10 ②共通仮設費×9/10 ③現場管理費×9/10  
④一般管理費等×6.8/10 のそれぞれの合計した範囲が、全体の92%を超えている場合は92%の設定となり、75%を下回っていた場合は75%が下限となる範囲のことであり、市側が何%と設定する範囲幅のことではない。

委員：最低制限価格は、予定価格に一律何%をかけて算出するものかと思っていたが、そうではないということか。

事務局：工事の場合、4つの項目の予定価格に対して、それぞれに決められた率をかけたものの合計を最低制限価格としている。

---

## 5. 令和6年度街頭防犯カメラ設置工事

---

### 【抽出理由】

落札者以外は無効と辞退ということであるが、無効となった理由を伺いたい。

### 【回答】

本工事は、犯罪発生の抑止及び市民等の体感治安の向上のため、街頭防犯カメラを新設するものです。工事内容につきましては、既設の電柱への設置が2カ所、設置予定の場所に電柱がないことにより建柱しての設置が1カ所となります。

工事請負契約の入札にあたりましては、契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格を設定しております。また、最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出してしております。最低制限価格以上の金額を有効な入札としており、無効となった入札については、最低制限価格未満の入札金額であったことによるものです。

なお、無効となった入札金額については、最低制限価格の97.5%と、わずかに下回っていたものであり、高い落札意欲をもって入札した結果として最低制限価格未満となったものと捉えております。

### 【質疑】

委員：一者入札を抑えるために、もう一者に、落札しない程度で入札するよう、業者同士のやり取り、見せかけ入札のようなものは過去にあったか、参考までに伺いたい。

事務局：これまでそのようなことはない。そもそも、事前に業者間によるやり取りはあってはならないことである。

委員：最低制限価格を秘匿する理由は、予定価格がわかってしまうためか。

事務局：競争性を確保し、各業者様に適正な金額を算出していただくためにも、予定価格の事前公表はしていない。(国も事前公表は推奨していない。)また、最低制限価格についても、それを事前公表してしまうということは、落札できる最低価格を示してしまうということでもあり、安易にその価格を公表してしまうことは、業者様の適正な積算に影響を及ぼしかねないため、事前公表はしていない。

---

## 6. 市立西鶴間小学校非常階段塗装改修工事

---

### 【抽出理由】

第1回の平均入札金額より設計金額が相当に低く開きがあるが、設計金額に問題はないか。

### 【回答】

本工事は、非常階段の手すりや柵部分の塗装について、剥がれやひび割れ、錆等が広く見られたことから、美観を整えるとともに、鉄部の劣化を防ぎ安全性を確保する目的で、非常階段の再塗装を行うものとなります。

設計金額は、国や県が定める積算基準に基づき、材料費、労務費等の単価に数量を乗じて算出しています。また、算出にあたっては、大和市建築工事積算要領を定め、市ホームページにて公表しております。

算出における単価は、神奈川県積算単価を採用しているほか、最新の刊行物を用いて設定しており、適正な価格であると捉えております。

### 【意見】

委員：各者の入札金額に開きがある場合は、設計書や仕様書に勘違いをさせるような箇所があったのかなかったのか、見直しをすることも必要なのではないかと思う。

---

## 7. 令和5年度雨水幹線築造工事（草柳引地台排水区）

---

### 【抽出理由】

予定価格が8378万7000円と比較的高額であるところ、入札業者が7者中、3者が不参加、2者が辞退しており、結果として、落札率（対設計）100%での落札となっているが、何か事情があるのか。また、最低制限価格を下回った業者が1者あるが、最低制限価格は、適正であったか。

### 【回答】

本工事は、柳橋地区の浸水被害を解消するため、雨水管の整備を実施するものです。施工場所は柳橋二丁目地内となり、市道の地中約2～5mに直径35～50cmの雨水管を248.3mにわたり設置するとともに、その上にマンホールを8カ所設置する工事となります。

本工事につきましては、雨水管を地中約5mの深い位置に設置する箇所があり、地表から管を設置する位置まで掘る一般的な開削工法ではなく、地中を掘り進める特殊な推進工法による施工を行うものとなります。推進工法で施工する工事は入札業者が少ない傾向にあります。契約相手の業者は、本市や神奈川県の記事において推進工法の実績があり、当該工法を施工するための高い積算精度により、落札率が高くなったものと捉えております。

なお、2者の辞退理由は、他工事の都合により本工事に配置する予定の技術者が配置できなくなったものとなります。

また、最低制限価格については、国の中央公契連モデルの設定率を採用した「大和市工事請負の入札に係る最低制限価格設定要領」に基づき適正に算出しています。

### 【質疑】

委員：特になし

---

## 8. 市立柳橋小学校ほか2校外トイレ改修工事

---

### 【抽出理由】

特殊な工事ではないようだが入札業者が1者なのはなぜか。

### 【回答】

本工事は、令和6年度の大和市公立学校等施設整備計画に基づく工事となります。柳橋小学校、南林間小学校、引地台小学校につきまして、建設時から未改修の外トイレの小便器や大便器、トイレブース、及び床、内壁や外壁などをリニューアルする工事です。

本工事は、工種が「建築一式」となります。「建築一式」につきましては、他の工種と比較して、入札業者数は少ない傾向にあります。

また、入札参加の対象となる業者は25者いましたが、工事内容として衛生設備器具や配管に係る管工事、照明機器や配線に係る電気工事に加え、入口扉の建具工事、床や壁にモルタルを塗る左官工事、窓枠にペンキを塗る塗装工事、トイレブースを設置する内装工事など、短期間に多くの工種の工事が現場にて施工する必要があり、各業者との調整等を要することから、入札業者は1者となったものと捉えております

### 【意見】

委員：「建築一式」のように、初めから入札業者が少ないとわかっているのであれば、ある程度分解して発注するのも一つの手かなと思う。

---

## 9. コミュニティセンター桜丘会館空調設備等改修工事（建築）

---

### 【抽出理由】

類似の工事においては、複数の業者が入札しており、また、予定価格も5000万円近くと高額であるのにも関わらず、入札した業者が1者のみである。何か事情があったのか。

### 【回答】

コミュニティセンター桜丘会館につきましては、昭和58年に開館後、40年以上運営されている施設となります。本工事は、大和市公共施設保全計画に基づき施設の長寿命化に向けて行っている定期的な保守点検及び改修によるものとなり、空調機器の更新に伴う建築工事及び、防水改修、遮音壁、トイレ、エレベーター等の改修工事となります。

コミュニティセンター桜丘会館空調設備等改修工事につきましては、工事規模から「建築一式」「管」「電気」に業種を分けて入札を行いました。各入札参加業者数は、「建築一式」1者、「管」6者、「電気」10者となっており、本件は「建築一式」となります。

現場代理人や技術者を配置することが難しい、民間工事など他に施工している工事の保有状況により受注が難しい、入札によらない小規模の工事なら受注できるなど、各業者のさまざまな理由があるものと捉えておりますが、「建築一式」の工種は、他工種と比較して入札参加者数が少ない傾向がみられる状況にあります。

入札にあたり標準発注条件を入札参加条件とし、対象となる業者は市内業者25者となっておりますが、本件につきましても、他工事の保有状況や、技術者等の配置ができるかなどの要因から、入札した業者は1者になったものと捉えております。

### 【質疑】

委員：この件に限らず、全体的に入札に参加する業者が少ないように感じるが、いかがか。

事務局：こちらとしても肌感覚としては、ご所見のとおりである。入札の場合、公告から落札決定するまでに1か月半ほど要するため、昨今の物価高騰、変動により、市として最新の単価で設計はしているが、設計のタイミングと業者様が実際に請け負うタイミングとでは、市況にずれが生じてしまう場合がある。特に、材料費の変動が激しいものが絡む案件については、参加しづらい状況かと思っている。

委員：物価の上昇率を予定価格に見込むという作業はあるのか。それがないと、昨今の激しい物価高騰下においては、怖くて入札に参加できないと思うが、いかがか。

事務局：工事期間中において、受注者・発注者がお互い積極的に協議をすることとし、変更契約にて物価高騰に対するフォローを行っている。

---

## 10. 小中学校印刷機消耗品（単価契約）

---

### 【抽出理由】

印刷機の消耗品の納入であり相当数の競合他社の存在が想定され、かつ、予定価格も2,000万円以上と高額であるのにも関わらず、入札した業者が1者のみである。何か事情があったのか。

### 【回答】

本案件は、令和6年6月1日から5年間の長期継続契約として(株)八雲堂がリースをしている、市内全小中学校の印刷機、計64台に使用する消耗品（メーカー純正品のインク及びマスター）の購入に係る単価契約となります。

入札に向けた参考見積りの徴取については、2者からの提出があり、また、本案件の直近5年間（令和2年度から令和6年度）の入札参加状況においても、毎年度2者による参加が確認されています。しかしながら、今回の入札においては、結果として落札業者の1者のみが入札参加となりました。

他に入札参加者がいなかった理由につきましては、入札への参加の可否は各業者の判断によるものであることから、本市においてその詳細を把握しているものではありません。

一方で、本案件は、日常的に大量の印刷を行っている市内28校の小中学校に対し、消耗品を迅速かつ確実に直接納入する必要があり、予期せぬ在庫切れが発生した場合であっても、速やかに発注・支給対応を行うなど、きめ細かな対応が求められる業務内容となっています。このため、コピー機本体のリースを請け負っている当該業者の物理的優位性はあったと言えます。

しかしながら、本案件の業務特性を踏まえると、現行の仕様は学校運営に支障を生じさせないために必要かつ合理的な内容であり、実務上も最適なものと認識しております。今回の入札結果につきましては、これらの事情が一定程度影響したやむを得ないものと受け止めています。

### 【質疑】

委員：特になし

---

## 1 1. 情報モラル教育支援等業務委託（債務負担行為）

---

### 【抽出理由】

競争入札であるのに落札率が極めて高いのはなぜか。

### 【回答】

「情報モラル」とは、情報社会で適切な行動を行うための基となる考え方と態度のことです。本案件は、日々変化しているICT機器、ネットワーク環境やアプリケーションを踏まえた効果的な「保護者向け講演会」「児童生徒への授業」「教職員向け講演会」などの支援委託を行うものです。

学校現場は毎年加速度的に情報化が進んでおり、様々なツールやICT環境が新たに導入されております。このことから、「教育情報化コーディネータ 3 級以上の資格」を持ち、教育の情報化に対する専門的な知識を有する人材の配置、かつ自治体での支援実績がある事業者には業務を委託する必要があります。

上記の条件に該当する複数の事業者から参考見積を徴取し、一番安い金額を設計金額としましたが、設計金額に採用した参考見積業者が落札したこと、また、参考見積の精度が極めて高かったことから、落札率が高くなったものと捉えております。

### 【質疑・意見】

委 員：入札に参加できそうな業者は複数いたのか。

事務局：参考見積は 2 者から取得していた。

委 員：大和市内、神奈川県内に限らず、比較的どこにでも「教育情報化コーディネータ 3 級以上の資格」をお持ちの方はいらっしゃるということか。

事務局：この資格はメジャーになってきているものなので、どんどん増えていくものと捉えている。

委 員：本件は物の調達ではないので、地域による金額の差はないと思う。2 者しか参考見積が取れないような案件は、市内に限定することなく、他県や他市から参考見積を取るべきではないかと思う。

委 員：本件は自治体での支援実績がある事業者には業務を委託する必要があるとのことだが、コーディネータの資格をお持ちの方はたくさんいらっしゃると思うが、自治体での支援実績がある事業者もたくさんあるということか。

事務局：事業主管課からは、3, 4 者あると聞いている。

---

## 12.3 共同調理場冷暖房換気設備保守点検委託

---

### 【抽出理由】

落札率が極めて低いが、設計金額又は履行に問題はないか。

### 【回答】

本案件は、冷暖房・換気設備の性能を維持し、適切な環境衛生の維持を目的として、フロン排出抑制法（平成27年4月1日施行）に基づき、3共同調理場に設置された冷暖房・換気設備の保守点検（年4回の簡易点検等を含む）を実施するものです。

入札に向けて3者から参考見積を徴取したところ、それぞれの見積金額に大きな乖離はなく、妥当な見積金額であると判断をし、3者の中で最も安い金額を設計金額としました。実際、入札に参加をした3者のうち、2者（落札業者ほか1者）から参考見積を徴取しておりましたが、落札業者が参考見積よりもかなり安い金額にて入札をした結果となり、競争性が働いたものと捉えております。

このように、落札率が80%を下回る際には、落札業者に聞き取り、仕様内容に見落としがないことや理解に齟齬がないことを確認してから契約決定としております。本案件は、結果として著しく低い落札率での決定となりました。

履行については、仕様にある作業範囲、品質、納期、保守要件等についてきちんと対応されており、現時点で履行上の問題は特にありません。

### 【質疑】

委員：特になし

---

### 13. 令和7年度大和市コミュニティセンター空調機器保守点検業務委託

---

#### 【抽出理由】

落札業者だけ他の入札参加者の入札価格に比べ著しく低いが問題はないか。

#### 【回答】

本案件は、コミュニティセンター17会館の各種空調機器に係る保守点検、定期点検のほか不具合や故障時の駆けつけ対応を含む（修繕費は含まない。）委託業務となります。

本案件は毎年、条件付一般競争入札を行っておりますが、入札結果のデータが残っている10年前まで遡って見てみますと、平成27年度から令和3年度までの落札率は平均約94%でした。委託業務の場合、業者から徴取した参考見積が予定価格として設定されることから、高い落札率で決定することが多い一方、本案件の令和4年度以降から今回に至るまでの落札率は、年々低くなっております。これは、令和4年度から新規の市内業者（落札業者）の参入により、高い水準で競争性が働いたものと捉えております。

このように、落札率が80%を下回る際には、落札業者に聞き取り、仕様内容に見落としがないことや理解に齟齬がないことを確認してから契約決定としております。本案件は、結果として著しく低い落札率での決定となりましたが、仕様にある作業範囲、品質、点検、保守要件等についてきちんと対応されており、現時点で問題なく業務が履行されております。

#### 【質疑】

委員：昔は保守点検において、本当に目視点検に行っているのか、いないのか、安い業者もかなりいらっしやったので大丈夫かと思っていたが、そのあたりはいかがか。

事務局：保守点検は行かないと始まらない業務であり、きちんと点検後の報告書もあがってきている。点検に行っていないのに行ったということではなく、そこはきちんと管理・監督している。

- 
14. (1) 大和市立桜丘小学校給食調理業務委託 [令和6年8月1日契約]  
(2) 大和市立桜丘小学校給食調理業務委託 [令和7年4月1日契約]
- 

**【抽出理由】**

学校給食調理業務委託については、複数の業者が入札に参加しているところだが、なぜ随意契約を締結したのが、この業者であったのか。

**【回答】**

本案件は、大和市立桜丘小学校内の給食室及び配膳室における調理業務、清掃、洗浄、配膳作業、残菜及び厨芥の処理を委託するものです。

- (1) 本案件については、当初履行期間を、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間とし、令和6年6月に入札を実施しましたが、1回目の札入れで予定価格を超過したため、2回目の札入れを行ったところ、1回目の札入れ業者すべてが辞退となり、不調に終わりました。2学期の給食開始日である令和6年8月27日からの給食提供のためには、再度の入札に付す暇がなく、可能な限り速やかに契約決定を行う必要があったため、食数や人員の見直し、履行期間の短縮など仕様変更を行ったうえで、入札参加者に業務実施を打診しましたが、人員の確保が難しいという理由で断られてしまいました。また、前回履行期間の令和3年8月1日から令和6年7月31日に契約していた(株)東京天竜からも、人員確保の困難が理由で事業撤退の申出がありました。そこで、市内ですでに給食調理業務委託を受注し、長年本市の給食提供を行っており、早急な人員確保の面においても他の調理場等からの異動や応援等により体制が整っていると考えられる(株)安田物産へ打診をしたところ、了承を得ることができたため、当該業者と令和6年8月1日から令和7年3月31日までの履行期間にて随意契約を締結しました。
- (2) 上記(1)のとおり、令和6年8月1日から令和7年3月31日までの履行期間にて、(株)安田物産と随意契約を締結しておりましたが、その後の令和7年度当該業務について入札を実施するにあたり、新たな受注者となった場合には、業務の切替えは現場の混乱を避けるため、給食が停止する夏季休業期間に実施することから、履行開始日を令和7年8月1日とする必要があります。このことから、令和7年4月1日から令和7年7月31日までの期間における業務については、新たに契約の締結が必要となり、業務の引継ぎや従事者の確保等を考慮した上で、安定した給食調理業務を継続するためには、現行業者である(株)安田物産との契約が本市にとって有利であると判断したためです。

**【質疑】**

委員：入札時の不調の理由は何か。

事務局：1回目は、多数札入れはあったが、予定価格を上回っていた。

2回目は、みなさん辞退されたため、不調となった。

- 4 答申について  
事務局から、答申について事務連絡
  
- 5 その他  
事務局から、次回の日程等について案内を行った

以上



令和8年1月29日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市入札監視委員会  
委員長 櫛筒 正晴



「入札等事務の運用状況等（令和6年5月1日から令和7年4月30日契約分）」  
について（答申）

令和8年1月29日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和6年5月1日から令和7年4月30日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。

その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その中で、条件付一般競争入札を行ったところ、落札率が極めて低かったものについて述べます。競争性が図られた結果として落札率が低かったものは、市にとって入札を行ったメリットがある一方、昨今の物価高騰を受けて、適切な労務費や原材料費等のコストが適切に価格転嫁されているか、また、履行の品質に問題がないかを確認する必要があります。たとえ履行の途中であったとしても、仕様書に定める業務の履行が適切に遂行されているか、市は監理監督を果たしつつ、業務の品質確認を行ってください。

引き続き、入札等事務の適正な運営、及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。